科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号: 16101 研究種目: 基盤研究(C) 研究期間: 2012~2014

課題番号: 24530352

研究課題名(和文)地方基幹税の安定性に関する実証的研究

研究課題名(英文) Positive Analysis on the Stability of Local Tax

研究代表者

石田 和之(Ishida, Kazuyuki)

徳島大学・大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部・准教授

研究者番号:30318844

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文):本研究では、日本の地方税(とくに基幹税)を対象にして税収の安定性を分析し、以下のような成果を得た。第1に、地方税の税収の安定性と伸張性をそれぞれ税収の短期的所得弾力性と長期的所得弾力性によって推計した。そして、地方法人課税は税収の安定性が低いこと、固定資産税は税収の安定性が高いこと、固定資産税は税収の伸張性も高いことなどの結果を示した。第2に、地方税収の安定性と伸張性の関係を相関係数によって推計し、税収の安定性と伸張性の間にトレード・オフの関係があることを示した。第3に国税からの影響遮断をグレンジャー因果性テストによって検証し、市町村民税所得割において国税からの影響があることを示した。

研究成果の概要(英文): This study dealt with the stability of Japanese local taxes and showed the following results. First, this study estimated the stability and growth of local tax revenues by short-term and long-term income elasticities, respectively. The estimated results suggested that the local corporate taxes have low stability of their revenues, the property tax has high stability of the revenues and high growth of the revenues. Second, this study estimated relationships between the stability and growth of the local tax revenues using a coefficient of correlation and showed that the trade offs between them exists in the local taxes. Third, this study estimated a influence from national taxes to local taxes by Granger causal relation test and showed that the national income tax system has an impact on the local income tax revenues.

研究分野: 財政学

キーワード: 地方税 税収の安定性 住民税 固定資産税 日本

1.研究開始当初の背景

近年のわが国における地方分権推進の議論における地方財政上の課題のひとつは、地方団体の安定的な自主財源の確保である。地方自治を真に実現し、地方団体の行財政運営が円滑に遂行されるためには、財政的な基盤の充実が必要であり、その中心が自主財源である。

地方団体の主な歳入源は地方税、地方債、 地方交付税であるが、これらのうちで自主財 源として充実することが求められているの は地方税である。したがって、地方税の充実 は、地方分権、あるいは地方行財政の運営を 財政的に支えるものとしてもっとも重要な 役割を果たすといえる。

地方税の充実のための議論は、さまざまな方面から展開されている。たとえば、法人住民税や法人事業税などの地方法人二税では、税収の普遍性や税源の偏在性の観点からの積極的な議論が行われている。

本研究は、税収の安定性の観点から地方税を分析する。地方税の収入は安定的であるのが望ましいとする「地方税の安定性原則」の考え方は、地方税原則のひとつとして現在では理解されるところであり、また、シャウプ勧告においても同様の趣旨を見ることができるものでもあり、古くから望ましい地方税のあり方を示す条件のひとつとして支持されてきた見解である。

地方税の安定性に関連してなされてきたわが国の議論を振り返るとき、政府税調答申などにしばしば登場する考え方が「国税からの影響を遮断する」というものである。わが国の多くの地方基幹税は国税と課税ベースを共有する付加税として設計されている。そのため、国税において制度改正が行われるとそれが自動的に地方税の収入に影響を与えてしまうことになるが、この状況は望ましくないとする考え方である。

この考え方を反映して、わが国の地方税では、国税の仕組みのうちで政策税制として位置づけられる各種の税額控除や租税特別措置、さらには国際課税に関連する措置などは地方税の計算において反映しないなどの措置を講じている。しかしながら、それでも、国における政策税制の活用が税収の安定性を損なっているのではないかとの懸念は存在する。

地方税の安定性を高めるための方策が求められるところである。

2.研究の目的

本研究では、国税からの影響遮断の議論を含めて、地方税が安定的に税収を確保する機能を有しているのかどうかを実証分析の方法で明らかにすることとした。具体的には、以下の点を明らかにすることに取り組んだ。

(1) 第1に、本研究の動機である地方税

の安定性について、望ましい地方税体系のあり方においていかなる意義を有しているのかを確認することから研究を開始した。

(2)第2に地方税の安定性を明らかにする取り組みとして、税収の安定性を推計する。税収の安定性の計測においては、従来から安定性と伸張性の関係をいかにとらえるかといった点において議論があるところだが、本研究では両者を明確に区別する方法を採用して、そのことを明示的に示すために、安定性の推計に合わせて伸張性も推計することにした。

(3)第3に、税収の安定性と伸張性を明確に区別したことに関連するものとして、両者の関係を推計することにした。

以上の分析は、現在の地方税の体系および 各税目の税収の安定性を推計することを通 じて、税収の安定性の観点から評価すること を目的にしたものである。このような分析を 踏まえて、本研究は、税収の安定性に影響を 与える要因を明らかにするための分析とし て、次のことも行うこととした。

(4)第1に、個人住民税と法人住民税を 取り上げ、これらの税収の安定性(変化)に は国税である所得税や法人税の制度が影響 しているのではないかという仮説を検証し た。この仮説が成り立つとすれば、これらの 税の安定性は、それ自身の原因によるもので はなく、国税における制度変更が税収の変化 に影響を与えているという結論を得ること ができる。

(5)第2に、固定資産税を取り上げ、以 下の2つの仮説を検証した。

土地に対する固定資産税の税収が安定 しているのは負担調整措置が大きく寄与し ていること

土地に対する固定資産税が課税標準を 資本価値にしていることは税収の安定性の 観点からして望ましいといえること

以上の((4) および(5) 、で述べた)個人住民税、法人住民税、そして固定資産税に関するこのような仮説の検証は、いずれも制度設計の仕方が税収の安定性に影響を及ぼす効果を実証的に確認するものであり、税収の安定性を制度設計のあり方の観点から実証的に明らかにすることを目的にしたものである。

3.研究の方法

本研究では、日本の地方税が制度的に安定的に税収を確保するような仕組みになっているのかどうかを明らかにするために、制度分析の方法によって制度設計の趣旨の観点から税収の安定性に寄与する仕組みであるかどうかを検証し、税収の変化に関連する仮説を検証することで実証的に地方税の税収の安定性を明らかにするという方法を採用した。

このような本研究の方法を以下の 4.研究

成果と対応させる形で具体的に説明すると次のとおりである。

- (1) 第 1 に、望ましい地方税のあり方にとって税収の安定性が重要であることを確認するために、文献調査の方法によって、地方税原則に関する議論を整理した。
- (2) 第 2 に、税収の安定性を確認するために、税収の短期的な所得弾力性を推計した。この際、物価水準を変化を考慮した実質ベースの推計とそうではない名目ベースの推計を行い、両者の結果を比較した。また、税収の安定性を測るための推計モデルには、変化モデルを採用した。
- (3) 第3に、税収の安定性と伸張性の関係を明らかにするために、両者の相関係数を計算した。
- (4) 第 4 に、国税からの影響遮断の機能を分析するためには、Co-movement の方法としてグレンジャーの因果性テストを用いた。
- (5)第5に、宅地の固定資産税の分析では、誤差修正モデルによる宅地資産額に対する固定資産税収の弾力性の推計によって税収の安定性を推計した。
- (6)第6に、固定資産税(資産保有税)の課税標準の分析では、制度比較分析の方法として、香港レイトとの比較を行った。

4.研究成果について

本研究によって得られた主な成果は以下のとおりである。

- (1)第1に、地方税制度の枠組みを確認することを目的に日本の地方税制度の特徴を考察し、1950年代以降の地方税原則の変化を辿ることで望ましい地方税のあり方における税収の安定性の意義を明らかにした。
- (2)第2に、地方税の税収の安定性と伸張性をそれぞれ税収の短期的所得弾力性と長期的所得弾力性によって推計し、地方法人課税は税収の安定性が低い、固定資産税は税収の安定性が高い、固定資産税は税収の伸張性が高いなどの結果を示した。
- (3)第3に、Holcombe and Sobel (1997)の方法にならって地方税収の安定性と伸張性の関係を相関係数によって推計し、税収の安定性と伸張性の間にトレード・オフの関係があることを示した。
- (4)第4に、個人住民税と法人住民税を対象にして「国税からの影響遮断」の問題テスリ上げ、これをグレンジャーの因果性テストによって検証することで市町村民税からの一方的なグレン明において所得税からの影響遮断が機、地町ではないことなどを示した。さらには、地方ではないったため、地方税が相互に影響を及ぼすことはないこと、さらにことをいう示唆も得た。

(5)第5に、宅地に対する固定資産税の 実効税率の変化の要因の分析と、宅地資産額 に対する固定資産税収の弾力性の推計によって、固定資産税の負担調整措置の機能を税 収の安定性の観点から分析した。その結果、

近年における宅地に対する固定資産税の 実効税率の上昇は、税支払額の増加よりも、 宅地価格の下落が要因であること、 税支払 額の増加が大きくないのは負担調整措置に よって税支払額の増加が抑制されているこ とに理由があり、同時にこれは税収の安定性 にも寄与していることを示した。

(6)第6には、固定資産税における課税標準の選択論に税収の安定性の観点から取り組んだ。本書は、課税標準の間にあるのは優劣ではなく性質の違いであると考え、固定資産税と香港レイトの制度比較分析を通じて、固定資産税では資本価格が望ましいことを示した。この結果は、資産保有税における望ましい課税標準のあり方は、課税対象となる固定資産(不動産)の市場構造と密接な関係をもつ可能性があることを示唆するといえる。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計 1 件)

Ishida, Kazuyuki, 2013, The Trade-off between Growth and Stability in Prefectural Tax Revenue in Japan, International Journal of Public Administration, 36(3), pp.210-221.查読有

[学会発表](計 3 件)

<u>Ishida, Kazuyuki</u>, 2014.5.31, For Whom is Municipal Amalgamation?-A Case of Japan, *4th Global Conference Forum for Economists International*, Amsterdam (Netherland).

Ishida, Kazuyuki, 2012.9.5, The Efficiency and Stability of Tax Revenue under the Benevolent Government's Tax Competition, 3rd Conference of European Asian in Economics, Finance, Econometrics and Accounting Science Association, (Taipei) Taiwan.

Ishida, Kazuyuki, 2012.6.28, Does the Reform of the Property Assessment Method Increase the Effective Tax Rate of the Property Tax in Japan?, 8th Annual Conference of Asia-Pacific Economic Association, (Nanyang)Singapore.

[図書](計 1 件)

<u>石田和之</u>、成文堂、地方税の安定性、2015、 169

6.研究組織

(1)研究代表者

石田和之 (ISHIDA, Kazuyuki) 徳島大学・大学院ソシオ・アーツ・アンド・

サイエンス研究部・准教授 研究者番号:30318844